法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日		75 1 - 796	郵便	整理番号	東 8 米南 2 墳南 2 芳に規定りる云仁の 名称	簡易	所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託 簡易生 命保業 務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
R1. 6. 13	契約解除	変更前	営業所	997480	美幌元町簡易郵便局	0	北海道網走郡美幌町元町39	0	0	0	×	0	0	-	
		変更後	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_
R1. 6. 17	契約解除	変更前	営業所	797230	目手久簡易郵便局	0	鹿児島県大島郡伊仙町目手久400	0	0	0	×	0	0	-	
		変更後	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	=	_	_
R1. 7. 1	移転	変更前	営業所	627210	矢倉簡易郵便局	0	徳島県鳴門市大津町矢倉六ノ越67-3	-	0	0	×	0	0	-	
		変更後	営業所	627210	矢倉簡易郵便局	0	徳島県鳴門市大津町矢倉裏10-2	-	0	0	×	0	0	-	
R1. 7. 4	契約締結	変更前	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	438380	宇仁簡易郵便局	0	兵庫県加西市油谷町458	-	0	0	×	0	0	_	
R1.7.8	移転・再開	変更前	郵便局	712040	熊本新屋敷郵便局	-	熊本県熊本市中央区新屋敷2-27-9	-	0	0	0	0	0	-	_
		変更後	郵便局	712040	熊本新屋敷郵便局	-	熊本県熊本市中央区新屋敷2-26-11	-	0	0	0	0	0	_	
R1. 7. 27	廃止	変更前	郵便局	641350	高知洞ヶ島郵便局	-	高知県高知市洞ケ島町4-15	-	0	0	0	0	0	-	
		変更後	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_	
R1. 7. 29	移転・局種変更・業務変更	変更前	郵便局	782400	大川原郵便局	-	鹿児島県曽於市財部町下財部6654	0	0	0	0	0	0	_	_
		変更後	営業所	788780	大川原簡易郵便局	0	鹿児島県曽於市財部町下財部6318-7	0	0	0	×	0	0	_	

- 注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。 2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。 3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
- 4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
- 5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は 「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。